○法務省告示第三百六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月四日

法務大臣　滝　実

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社橋本ファイバー	福井県越前市池ノ上町五十八号六番地	紡績運転

○法務省告示第三百六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月四日

法務大臣　滝　実

第二号イの表に次のように加える。

住友電工焼結合金株式会社	岡山県高梁市成羽町成羽二千九百一番地	機械加工、機械保全

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ナオイオート	茨城県取手市桑原六百八十番地一	塗装

○外務省告示第三百号

平成二十四年八月二十日にジュバで、南スーダン共和国における「国境及び出入国管理計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際移住機関との間に行われた。

平成二十四年九月四日

外務大臣　玄葉光一郎

1　援助の目的及び内容　国境及び出入国管理計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　四億二千九百万円

3　署名者

日　本　側　堀江良一在スーダン大使

国際移住機関側　ヴィンセント・フーヴァー在南スーダン事務所長

○厚生労働省告示第四百九十五号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十条第五号の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品（平成二十一年厚生労働省告示第百二十号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年九月四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

無機薬品及び有機薬品の項中第五十号を第五十一号とし、第六号から第四十九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　イブプロフェン

○厚生労働省告示第四百九十六号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百十六条の二第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を次のように定める。

平成二十四年九月四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間

薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間は、薬事法施行規則第二百十条第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第四百九十五号）により指定が変更された医薬品については、この告示の適用の日から起算して一年間とする。

○農林水産省告示第二千百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年九月四日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　広島県庄原市東城町久代字太室五一二八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字太室五一二八の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百七十五号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年九月四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
15584	マツダ　CBA－ER3P	マツダ株式会社	広島県安芸郡府中町新地3番1号

○国土交通省告示第九百七十六号

自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第六条第五項の規定により、次のとおり自動車の型式についての指定を取り消した。

平成二十四年九月四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
12100	トヨタ　DAA－NHW20	トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地

○国土交通省告示第九百七十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年九月四日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成六年五月十日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　神奈川県平塚市大字真田字寺尾、字上ノ原の各全部、字原給、字谷津、字与市谷津、字生延、字久保、字池田、字宿、字宮ノ前、字寺尾前、字柳田、字原、字石塚の各一部及び大字北金目字中北、字福盛、字坊ヶ谷戸、字竹ノ内、字宮久保、字前谷戸、字上ノ原、字小道、字塚越、字溝ノ尾の各全部、字北久保、字五反田、字地徳下、字大久保、字入谷戸、字北ノ前、字松場、字砂田、字大久保前、字高間原、字砂畑、字横畑、字王子ノ台の各一部

四　土地区画整理事業の名称　平塚都市計画事業真田・北金目特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　神奈川県伊勢原市笠窪三五六番地

六　事業計画の認可の年月日　平成六年五月十日

七　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日

平成二十四年九月四日

国土交通大臣　羽田雄一郎